

障害者基本計画（第4次）骨子案（概要）

平成29年5月29日 内閣府 障害者政策委員会資料より抜粋

1 障害者基本計画（第4次）の位置づけ

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画

計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2 障害者基本計画（第4次）の基本的考え方

基本理念：障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

基本原則：障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施する。

各分野に共通する横断的視点：

(1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

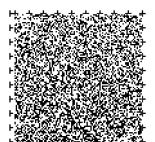
- 「Nothing About Us Without Us」(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を社会参加の主体としてとらえ、障害者施策の策定・実施に当たっては、障害者が意思決定過程に参画することとし、障害者の視点を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

- 障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点から、障害者の社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める。そのために、差別の解消に向けた社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。



(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解の促進、施策の更なる充実が必要。

(5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

- 障害のある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- PDCAのサイクルを構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを行っていく

施策の円滑な推進：

(1) 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

(2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値を社会全体で共有できる共生社会の実現を目指し、国民の理解促進に努める。

